

Weekly Report

第663号
令和4年8月29日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
http://www.szk-accounting.jp/

10月から改定される「地域別最低賃金」

◆令和4年度の改定額は過去最高の引上げ額

令和4年度の地域別最低賃金について、中央審議会が示した引上げ額の目安などを参考に各都道府県の地方審議会が改定額を審議した結果、22道県が引上げ目安を超える改定額を答申しました。

これにより、各都道府県の引上げ額は30～33円(30円:11県、31円:20都道府県、32円:11県、33円:5県)となり、答申された改定額の全国加重平均額は961円(31円引上げ)となります。

改定額の発効日は各都道府県で異なりますが10月1日～20日までに発効予定となっていますので、厚労省ホームページ等で確認しましょう。

◆地域別最低賃金に関するQ&A

Q. 「地域別最低賃金」とは？

A. 産業や職種、雇用形態に関係なく、原則として各都道府県内の事業場で働く全ての労働者に支払わなくてはならない最低賃金額です。なお、特

定の産業については、地域別最低賃金よりも高い金額水準の「特定(産業別)最低賃金」が定められています。

Q. 最低賃金未満の賃金を支払っていた場合は？

A. 使用者は労働者に対して最低賃金額との差額を支払う必要があります。なお、労働者との合意の上で最低賃金未満の賃金を定めた場合でも無効となり、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

Q. 最低賃金の対象となる賃金とは？

A. 毎月支払われる基本的な賃金が対象となり、実際に支払われる賃金から一部の賃金(時間外割増賃金、休日割増賃金、通勤手当など)を除きます。

Q. 派遣労働者に適用される地域別最低賃金は？

A. 派遣先がある地域の最低賃金が適用されます。

貸倒損失として損金に計上できるケース

取引先の倒産などによって売掛金などの債権が回収不能となってしまった場合は、税務上、貸倒損失として損金に算入できますが、貸倒損失を計上できるケースは限られています。

貸倒損失として認められるには、①法的手続きや債権者集会の協議などで債権が切り捨てられた場合(法律上の貸倒れ)、②債務者の資産状況、支払能力等から全額回収できないことが明らかになった場合(事実上の貸倒れ)、③売掛債権について、継続的な取引を行っていた債務者との取引停止から1年以上経過した場合など(形式上の貸倒れ)、いずれかに該当する必要があり、回収不能に至った証拠書類などを残すことが重要です。

★★★9月のチェックポイント★★★

※健保・厚年の新標準報酬月額決定通知書が届き、9月分(10月納付)から適用されるので、各人に通知すると共に賃金台帳に転記します。

※今年は例年と異なり年度の途中、10月から雇用保険料率に変更になるので注意が必要です。厚生労働省のHP等で確認してください。

※9月は10月1日から始まる「全国労働衛生週間」の準備月間。今年のスローガンは「あなたの健康があつてこそ 笑顔があふれる健康職場」

※9月21日～30日は「秋の全国交通安全運動」。